



基保発0225第5号
令和3年2月25日

公益社団法人
日本精神科病院協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局
労災保険業務課長

アフターケア委託費のオンライン請求開始に伴う労災レセプト
電算処理システムの利用促進に係る協力依頼について

平素より労災補償行政の推進につきまして、格段の御理解と御協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

労災レセプト電算処理システムの利用促進については、多大な御配慮をいた
だいておりますことにつきまして、重ねて御礼申し上げます。

本年3月より、労災診療費のオンライン請求に加え、アフターケア委託費に
つきましてもオンライン請求が別添のとおり可能となりました。利便性が一段
と向上いたしましたので、本システムのより一層の普及促進に御理解をいただ
き、特に本システム未導入の貴会会員への周知について、特段の御配慮を賜り
ますよう、よろしくお願い申し上げます。

労災レセプトは オンライン請求が便利です

労災保険の労災診療費・労災薬剤費・アフターケア委託費（令和3年3月から）は、オンライン・電子媒体で請求することができます。現在、健康保険のオンライン請求でお使いのレセプトコンピューター（送信用コンピューター）を労災レセプト対応に改修することで利用できます。

※ 改修・導入方法等については、現在お使いのレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

導入のメリット

1 査定結果・理由・支払額が分かります

これまでの「労災診療費支払振込通知書」とは別に、システム上で診療行為ごとの査定結果・理由、支払額を確認することができます。
ダウンロードも可能です。

2 事前にデータの不備をチェックできます

請求前に事前の点検（受付前点検）を行うことにより、レセプトデータをシステム上でチェックできるので、記入もれや誤りのないレセプトを提出できます。

3 受付時間が延長されます

オンライン請求では、土・日・祝日でも、毎月5～7日は8～21時、8～10日は8～24時まで請求することができます。

4 個人情報の流出防止などセキュリティが向上します

紙レセプト搬送時の事故防止など、オンライン請求では安全性の高いネットワーク回線を利用するため、セキュリティが向上します。

5 電子化による点数が算定できます

労災診療費又はアフターケア委託費のレセプト1件当たり、5点の労災電子化加算がされます。

（令和4年3月診療分までの予定です）

（薬剤費レセプトは対象となりません）



オンライン請求開始までの手続き

労災レセプトのオンライン請求は、すでに健康保険でオンライン請求を行っているレセプトコンピューターで行う必要があります。

労働局への届出後、ID・パスワードを取得して、ソフトウェアのインストールなどの設定作業、確認試験を実施し、オンライン請求ができるようになります。

届出書類の提出

都道府県労働局に届出書類を提出

※ 届出書類は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

ID・パスワードの取得

ID・パスワードが記載された「ユーザー設定情報」の取得
(届出書類を提出してから1～2週間程度で郵送)

設定作業・確認試験

レセプトコンピューターに「送信用ソフト」をセットアップして、確認試験を実施

※ 設定作業は、厚生労働省ホームページにある「セットアップマニュアル」をご覧ください。

※ 確認試験は必ず実施してください。

オンライン請求の開始

5～10日にオンライン請求

※ 請求前に送信データにて受付前点検の実施をお願いします。

※ 電子媒体(CDなど)の請求手続きは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

- 届出・設定などの詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

労災レセプト電算処理システム

検索

- ご不明な点は、ヘルプデスクにお問い合わせください。

労災レセプト電算処理システム ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-631-660

受付日(毎月)	受付時間	備考
5～7日、11日、12日	8:00～21:00	土、日、祝日も受付
8～10日	8:00～24:00	土、日、祝日も受付
13日～月末	9:00～17:00	平日のみ受付

※ 1～4日9:00～17:00(土日祝日を除く)については、厚生労働省労災保険業務課にお問い合わせください。
電話(代) 03-3920-3311(労災レセプト電算処理システム担当まで)

＜お知らせ＞ アフターケア委託費の電子レセプト請求の開始について

令和3年3月5日（金）からアフターケア委託費の電子レセプト（※1）による請求が可能となります（確認試験機能については、同年2月15日（月）から）。操作方法是厚生労働省ホームページに掲載の「操作マニュアル（労災保険指定医療機関等向け）」をご確認ください。

アフターケア委託費の電子レセプトの請求にあたっては、同年2月12日（金）時点で労災診療費の請求が可能な労災指定医療機関等については、アフターケア委託費の請求権限を自動的に付与するため、特段の申請手続きは不要です。

また、「Internet Explorer」を使用している場合は、アフターケア委託費用のレセプト送信プログラムを新たにインストールする必要があります。インストール手順は、下記厚生労働省ホームページ（※2）に掲載の「【アフターケア】レセプト送信プログラムのインストール」をご確認ください。

※1 電子レセプトで請求ができるレセプトは、「令和2年12月受診・検診分（令和3年1月請求分）のレセプト」からとなります。

※2 掲載箇所：ホーム＞政策について＞分野別の政策一覧＞雇用・労働＞労働基準＞労災補償＞労災レセプト電算処理システム＞労災レセプト電算処理システムに関する参考資料

お
問
い
合
せ
先

労災レセプト電算処理システム ヘルプデスク

TEL 0120-631-660

受付時間	5～10日	9:00～19:00	土、日、祝日を含む
	11～12日	9:00～17:00	土、日、祝日を含む
	13日～月末	9:00～17:00	平日のみ

厚生労働省労働基準局労災保険業務課

TEL 03-3920-3311（内線 373、323、351）

受付時間 平日：10:00～17:00

※土日祝日、年末年始を除く

